

平成26年度一般会計決算見込みの概要について

平成27年8月7日
千葉県総務部財政課
043(223)2076

1 決算見込みのポイント

- 平成26年度一般会計の決算は、歳入が、前年度比1.1%増（174億円増）の1兆6,364億円、歳出が、前年度比1.0%増（154億円増）の1兆6,173億円であり、いずれも増となりました。
- これは、歳入については、景気の回復や消費税率の引上げに伴い、県税収入等が増加したこと、歳出については、給与の減額措置が終了したことや、医療、介護給付などの社会保障関係経費が増加したことなどが主な要因です。

〔平成26年度 一般会計決算収支の状況〕

（単位：百万円、％）

区 分	26 年 度 ①	25 年 度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳 入 総 額 A	1,636,354	1,618,951	17,403	1.1
歳 出 総 額 B	1,617,310	1,601,935	15,375	1.0
歳入歳出差引 C=A－B	19,044	17,016	2,028	
翌年度に繰り越すべき財源※1 D	12,659	7,885	4,774	
実 質 収 支※2 C－D	6,385	9,131	▲2,746	

- 平成26年度の一般会計決算における実質収支は、64億円の黒字となりました。

※1 翌年度に繰り越すべき財源

繰越事業の支出に充てる財源のうち、26年度中に収入済みのもの。

※2 実質収支

歳入総額から歳出総額を差し引いた額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額をいう。通常、「黒字団体」・「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字・赤字により判断する。

2 歳入決算

(単位：百万円)

区 分		26年度 A	25年度 B	比較 A－B＝C	増減率 C／B
①	県 税	712,704	668,890	43,814	6.6%
うち	個 人 県 民 税	275,382	271,287	4,095	1.5%
	法 人 二 税	128,121	115,662	12,459	10.8%
	地 方 消 費 税	151,347	117,563	33,784	28.7%
	そ の 他 の 税	157,854	164,378	△6,524	△4.0%
②	地 方 交 付 税	166,387	167,039	△652	△0.4%
うち	普 通 交 付 税 (下記の臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税)	157,544 (329,871)	157,568 (342,340)	△24 (△12,469)	△0.0% (△3.6%)
	特 別 交 付 税	8,843	9,471	△628	△6.6%
③	国 庫 支 出 金	168,203	188,440	△20,237	△10.7%
④	繰 入 金	25,127	29,532	△4,405	△14.9%
⑤	諸 収 入	176,817	198,772	△21,955	△11.0%
⑥	県 債	232,287	235,244	△2,957	△1.3%
うち	臨 時 財 政 対 策 債 ※ 3	172,327	184,772	△12,445	△6.7%
	そ の 他	154,829	131,034	23,795	18.2%
うち	⑦ 地 方 法 人 特 別 譲 与 税 ※ 4	98,715	81,800	16,915	20.7%
	繰 越 金	17,016	13,364	3,652	27.3%
計		1,636,354	1,618,951	17,403	1.1%

※ 3 臨時財政対策債

平成 13 年度から、地方全体の財源不足の補てん措置の一環として設けられた特例地方債で、投資的経費以外にも一般財源として充てることができる。償還費については、全額が後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置される。

※ 4 地方法人特別税・地方法人特別譲与税

平成 20 年度の国の税制改正において、地方税の都道府県ごとの偏在を是正するため、法人事業税の約半分を国税化（地方法人特別税）したうえで、人口と従業員数を基準に都道府県に再配分（地方法人特別譲与税）することとされた。

《主な増減要因》

①県 税

景気回復に伴う企業業績の好転等により、法人二税や個人県民税の配当割が増加するとともに、地方消費税についても輸入額の増加や税率の引上げにより増収となったことなどから、6.6%増の7,127億円となりました。

※地方消費税の税率引上げによる増収分については、全額社会保障関係経費の財源に充てています。

②地方交付税

地方交付税は0.4%減の1,664億円となりました。

また、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税は、県税収入の増などにより、3.6%減の3,299億円となりました。

③国庫支出金

国の経済対策として配分された交付金のうち、地方創生や緊急的に地域消費を喚起する取組に対する交付金が増加した一方、公共事業等の追加実施に係る交付金などが減となったことから、10.7%減の1,682億円となりました。

④繰入金

地域医療再生基金や緊急雇用創出事業等臨時特例基金、子宮頸がん等ワクチン接種促進基金など、国の経済対策により造成した基金を活用する事業の減などにより、14.9%減の251億円となりました。

⑤諸収入

中小企業振興資金や工業用水道事業に係る貸付金の返還額が減少したことなどから、11.0%減の1,768億円となりました。

⑥県 債

県立高校等の耐震化や特別支援学校の整備、特別養護老人ホーム整備などの事業が増えたことで、建設地方債等は増加したものの、臨時財政対策債が減少したことにより、1.3%減の2,323億円となりました。

⑦地方法人特別譲与税

全国的な景気回復により地方法人特別税が増収となったことから、20.7%増の987億円となりました。

3 歳出決算

(単位：百万円)

区 分		26 年度 A	25 年度 B	比 較 A－B = C	増減率 C／B
①人 件 費		569,999	552,612	17,387	3.1%
②扶 助 費※5		32,237	31,166	1,071	3.4%
③公 債 費		189,344	183,353	5,991	3.3%
④ 投 資 的 経 費		141,877	143,837	△1,960	△1.4%
う ち	普 通 建 設 事 業	123,129	121,312	1,817	1.5%
	直 轄	15,554	18,936	△3,382	△17.9%
	災 害 復 旧	3,192	3,458	△266	△7.7%
⑤ 補 助 費 等		403,185	385,662	17,523	4.5%
う ち	税 関 係 交 付 金	102,326	91,922	10,404	11.3%
⑥ そ の 他		280,668	305,305	△24,637	△8.1%
う ち	積 立 金	21,874	63,047	△41,173	△65.3%
	繰 出 金	51,209	19,300	31,909	165.3%
計		1,617,310	1,601,935	15,375	1.0%

※5 扶助費

地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶養者に対して支給する費用及び、地方公共団体が単独で行っているこれに類する各種扶助の支出額のこと。

《主な増減要因》

①人件費

平成25年度に国の要請に基づいて実施していた給与削減が終了したことなどにより、3.1%増の5,700億円になりました。

②扶助費

障害者通院医療費や児童保護措置費などの社会保障関係経費が増加したことなどにより、3.4%増の322億円になりました。

③公債費

普通交付税の振替である臨時財政対策債の残高の増により、これに係る元利償還金が増加したことから、3.3%増の1,893億円になりました。

④投資的経費

特別養護老人ホーム整備が増えたことなどにより、普通建設事業は増加していますが、圏央道(茨城県境～大栄間)の工事進捗に伴い直轄事業負担金が減少したことなどにより、全体としては1.4%減の1,419億円となりました。

⑤補助費等

景気回復に伴う税関係交付金の増に加え、介護給付費県負担金や後期高齢者医療費県負担金等の社会保障関係経費が増加したことなどから、4.5%増の4,032億円となりました。

⑥その他

今後の財政負担に備えた、県債管理基金（減債基金）や財政調整基金への積み立てが増えましたが、一方で、県有施設長寿命化等推進基金への積み立てや、中小企業振興資金貸付金が減となったことなどにより、8.1%減の2,807億円となっています。

※社会保障関係経費について

生活保護や、児童・障害者福祉、医療、介護等に要する社会保障関係経費のうち、臨時的な基金事業や災害救助関係を除く経常的な経費については、高齢化の進展等により、引き続き増加しています。

(主なもの)

・介護給付費県負担金	503億円（前年度比 +35億円 +7.4%）
・後期高齢者医療給付費県負担金	376億円（前年度比 +17億円 +4.7%）
・国保県財政調整交付金	335億円（前年度比 +17億円 +5.2%）
・自立支援給付費県負担金	148億円（前年度比 +10億円 +7.4%）

4 今後に向けて

- 平成 26 年度は、景気回復や地方消費税率引上げにより県税収入が引き続き増加したほか、執行段階での経費節減に取り組んだことなどから、黒字を確保することができました。
- しかしながら、高齢化等に伴う社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が今後も増加することに加え、県有施設の大規模改修・建替・長寿命化対策にも取り組んでいかなければならないなど、本県財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。
- 一方で、「暮らし満足度日本一」の千葉の実現に向けた施策を推進するとともに、地方創生に向けた取組や、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした経済活性化の取組を、着実に実施する必要があります。
- このため、平成 25 年度に策定した「千葉県財政健全化計画」を踏まえ、自主財源の確保や徹底した事務事業の見直しを行うとともに、財政調整基金の積立てなどにより、持続可能な財政構造の確立を目指してまいります。

＜参考一覧＞

（参考１）一般会計の目的別歳出決算の状況

（参考２）県債残高の推移

（参考３）普通会計の決算見込み

（参考４）平成 26 年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

(参考1) 一般会計の目的別歳出※6決算の状況

○ 目的別歳出決算は、下記のとおりとなりました。

(単位:百万円)

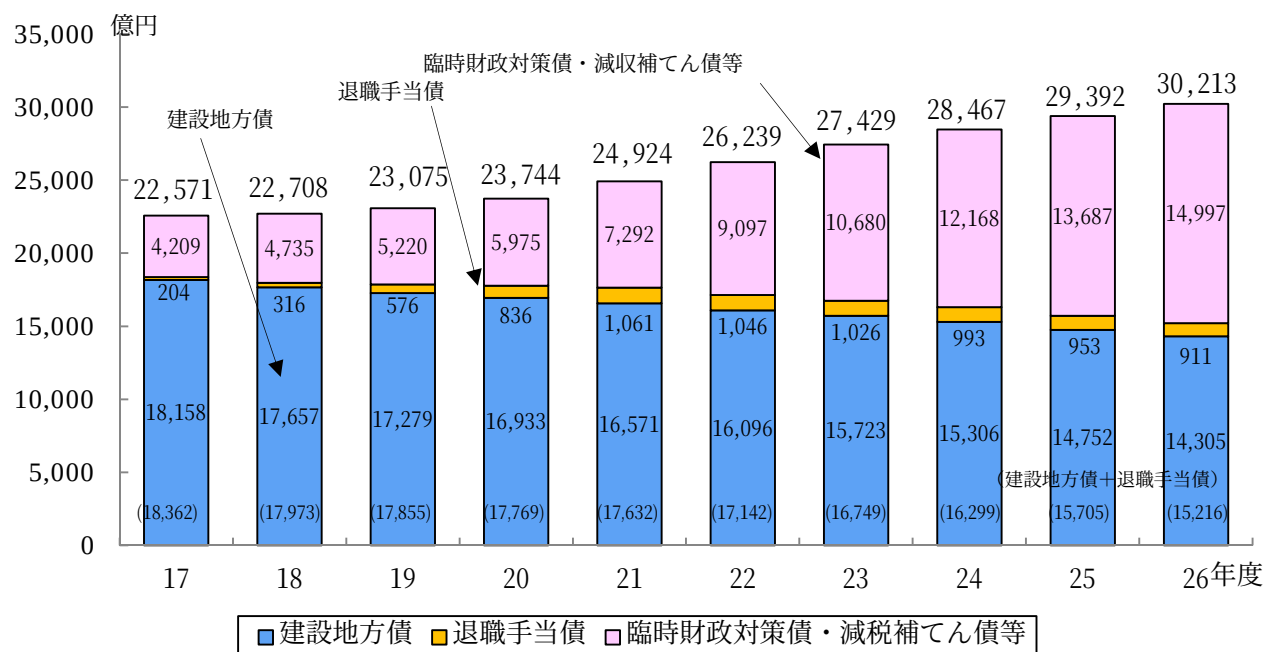
区 分	26年度		25年度		比較	備 考
	決算額 ①	構成比	決算額 ②	構成比	①-②	
総 務 費	153,216	9.5%	168,240	10.5%	△15,024	・ 県有施設長寿命化等推進基金積立金 △355億円 ・ 災害復興・地域再生基金積立金 △104億円 ・ (特) 財政調整基金繰出金 +177億円 ・ (特) 県債管理基金繰出金 +150億円
民 生 費	240,422	14.9%	227,669	14.2%	12,753	・ 介護保険給付費県負担金 +35億円 ・ 特別養護老人ホーム建設事業補助 +31億円 ・ 国保経営安定化対策事業 +24億円 ・ 後期高齢者医療給付費県負担金 +17億円
衛 生 費	58,514	3.6%	65,493	4.1%	△6,979	・ 医療施設耐震化整備基金積立金 △25億円 ・ 地域医療再生基金積立金 △14億円 ・ 子宮頸がん等ワクチン接種促進基金 返還金 △14億円
環 境 費	5,094	0.3%	6,242	0.4%	△1,148	・ 再生可能エネルギー等導入推進基金 積立金 △18億円 ・ 再生可能エネルギー等導入推進基金 事業 +5億円
商工労働費	162,971	10.1%	182,781	11.4%	△19,810	・ 中小企業振興資金事業 △155億円 ・ 緊急雇用創出市町村補助事業 △17億円 ・ 緊急雇用創出基金積立金 △15億円
農林水産業費	39,307	2.4%	41,256	2.6%	△1,949	・ 経営体育成基盤整備事業 △15億円 ・ 農地防災事業 △14億円 ・ 大雪等による被災農業者支援事業 +16億円
土 木 費	102,816	6.3%	106,664	6.7%	△3,848	・ 道路直轄事業負担金 △34億円 ・ 社会資本整備総合交付金事業 (街路) △35億円 ・ 防災・安全交付金事業 +23億円
警 察 費	153,061	9.5%	134,202	8.4%	18,859	・ 人件費 +55億円 ・ 警察本部庁舎等建設基金 +126億円
教 育 費	413,806	25.6%	397,020	24.8%	16,786	・ 人件費 +88億円 ・ 特別支援学校施設整備費 +34億円 ・ 高等学校等就学支援金 +33億円
公 債 費	190,445	11.8%	184,724	11.5%	5,721	・ 満期一括分積立金及び利子 +68億円 ・ 定時償還分の元金及び利子 △8億円
災 害 復 旧 費	3,192	0.2%	3,471	0.2%	△279	・ 土木施設 +9億円 ・ 農林水産施設 △12億円
そ の 他	94,466	5.8%	84,173	5.2%	10,293	・ 税関係交付金 +102億円
計	1,617,310	100%	1,601,935	100%	15,375	

※6 目的別歳出

地方公共団体の経費を、その行政目的によって分類したもの。

（参考２） 県債残高の推移

- 県債残高（満期一括償還のための積立金を除いた実質残高）は3兆213億円となり前年度に比べ821億円、2.8%増加しましたが、普通交付税の振替である臨時財政対策債等を除いた建設地方債等の残高は1兆5,216億円で、前年度に比べ489億円、3.1%減少しています。



(億円)									
区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
建設地方債等①	17,973	17,855	17,769	17,632	17,142	16,749	16,299	15,705	15,216
建設地方債	17,657	17,279	16,933	16,571	16,096	15,723	15,306	14,752	14,305
退職手当債	316	576	836	1,061	1,046	1,026	993	953	911
臨時財政対策債等②	4,735	5,220	5,975	7,292	9,097	10,680	12,168	13,687	14,997
計 (① + ②)	22,708	23,075	23,744	24,924	26,239	27,429	28,467	29,392	30,213
(参考) 満期一括償還 のための積立金残高	1,203	1,517	1,932	2,177	2,442	2,818	3,166	3,342	3,526

(参考3) 普通会計の決算見込み

(1) 平成26年度 普通会計※7 決算収支の状況 (単位:百万円)

区 分	26年 度 ①	25年 度 ②	比 較 ①－②＝③	増減率 ③／②
歳入総額A	1,658,327	1,641,397	16,930	1.0
歳出総額B	1,630,913	1,614,456	16,457	1.0
歳入歳出差引 C=A－B	27,414	26,941	473	
翌年度へ繰り越すべき財源D	17,586	12,562	5,024	
実質収支C－D	9,828	14,379	△4,551	

○一般会計に公営事業会計※8 以外の特別会計を加えた普通会計の決算は、歳入で前年度比 1.0%増の 1 兆 6,583 億円、歳出で前年度比 1.0%増の 1 兆 6,309 億円となり、実質収支は 98 億円の黒字となりました。

(2) 経常収支比率 ※9

区 分	26年 度 ①	25年 度 ②	比 較 ①－②
経常収支比率(%)	92.7	91.7	1.0

○経常収支比率については、給与の減額措置終了や社会保障関係経費の増等により、経常経費が伸びたことで、前年度比で1ポイント上昇し92.7%となりました。

※7 普通会計

一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を合わせた統計上の会計で、総務省が毎年度行う地方財政状況調査（決算統計）において、全国の自治体の財政状況を統一ルールに基づいて比較するため設けられたもの。千葉県の場合、一般会計と15の特別会計を合わせた全16会計からなる。

※8 公営事業会計

地方公共団体が行う公営企業会計、収益事業会計等の総称。千葉県の場合、公営企業会計9会計（上水道事業会計、病院事業会計等）、収益事業会計1会計（公営競技事業会計）の全10会計がある。

※9 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この割合が高いほど、自由に使える財源が少ないことになり、財政構造が硬直化しているとされる。

(計算式)

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減収補てん債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(参考4) 平成26年度決算見込みに基づく健全化判断比率等

1 健全化判断比率

「健全化判断比率」は、いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率	26年度	25年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
3.75%	5.0%

○ 一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字比率は「該当なし」です。

連結実質赤字比率	26年度	25年度
	—	—

早期健全化基準	財政再生基準
8.75%	15.0%

○ 公営企業会計を含むすべての会計の実質収支が黒字（公営企業においては資金不足なし）のため、連結実質赤字比率は「該当なし」です。

実質公債費比率	26年度	25年度
	11.2%	11.3%

早期健全化基準	財政再生基準
25.0%	35.0%

○ 景気の回復に伴う法人二税や地方法人特別譲与税の収入増により、「分母」である「標準財政規模」が増加したことから、前年度の11.3%から11.2%と0.1%改善しました。

将来負担比率	26年度	25年度
	164.6%	179.3%

早期健全化基準	財政再生基準
400.0%	基準なし

○ 建設地方債等の残高や退職手当支給予定額などの将来負担額が減少するとともに、充当可能な基金が増加したことから、前年度の179.3%から164.6%と14.7%改善しました。

2 各公営企業の資金不足比率 【経営健全化基準 20.0%】

資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

※早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定して、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。

※財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定して、国の関与の下、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

<健全化判断比率等の算出式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等：一般会計及び公営事業を除く14の特別会計(県債管理事業、市町村振興資金等)
- ・実質赤字額：「歳入歳出差引額(形式収支)」から「翌年度に繰り越すべき財源」を控除した実質的な収支決算額(実質収支)が赤字の場合の当該赤字の額
- ・標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：①+②の合計額
 - ①一般会計等及び公営事業(公営企業以外)に係る特別会計(公営競技事業)の実質赤字額
 - ②公営企業に係る特別会計(上水道事業、病院事業、土地造成事業などの9の特別会計)の資金不足額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad (\text{3か年平均})$$

- ②地方債の元利償還金：一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額
- ③準元利償還金：(7)～(オ)の合計額
 - (7)満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額(年度割相当額)等
 - (イ)公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金
 - (ウ)組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
[対象組合] 北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団
 - (エ)公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出(PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)
 - (オ)一時借入金の利子
- ④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：
地方交付税の基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

実質公債費比率の内訳

単位:億円				
構成要素	平成26年度	平成25年度	平成24年度	26年度と25年度の差引
分子 ①=②+③-④	1,004	1,001	999	3
地方債の元利償還金(特定財源控除後) ②	799	814	831	△15
準元利償還金 ③	1,414	1,326	1,243	88
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	1,209	1,139	1,075	70
分母 ⑤=⑥-⑦	8,997	8,873	8,936	124
標準財政規模 ⑥	10,206	10,012	10,011	194
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	1,209	1,139	1,075	70
単年度の比率 ①/⑤	11.1	11.2	11.1	△0.1
実質公債費比率(平成24年度～26年度平均)	11.2			
【参考】平成23年度～25年度平均	11.3			

※単年度の実質公債費比率は小数第2位以下切り捨てて表記

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

②将来負担額：③～⑩の合計額

③一般会計等の年度末地方債現在高

④債務負担行為に基づく支出予定額 (PFI 事業に係るもの、国営土地改良事業等の負担金など)

⑤公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額

⑥組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額

[対象組合] 北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団

⑦退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額)

⑧設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額

[対象法人] 千葉県道路公社、千葉県土地開発公社、(公社)千葉県園芸協会、

(一財)千葉県まちづくり公社、千葉県信用保証協会、(公財)千葉県産業振興センター

⑨連結実質赤字額

⑩組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

[対象組合] 千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団

⑫充当可能基金額：地方債の償還額等 (上記③～⑧) に充てることができる基金残高

⑬特定財源見込額：地方債の償還額等に充てることができる特定財源 (公営住宅の使用料など)

⑭地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額：

今後、地方交付税の基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

将来負担比率の内訳

単位：億円

構 成 要 素	平成26年度	平成25年度	差 引	備 考
分 子 ①＝②－⑩	14,815	15,913	△ 1,098	
将来負担額 ②＝③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩	39,603	39,123	480	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	34,040	33,038	1,002	
うち臨時財政対策債以外の地方債現在高	19,846	20,391	△ 545	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	447	483	△ 36	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	359	400	△ 41	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥	1	2	△ 1	一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額
退職手当支給予定額 ⑦	4,721	5,142	△ 421	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	28	47	△ 19	公社、第三セクター等の負債等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額 (資金不足額)
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩	7	11	△ 4	県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
将来負担額からの控除額 ⑪＝⑫＋⑬＋⑭	24,788	23,210	1,578	
充当可能基金額 ⑫	5,150	4,345	805	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑬	1,178	1,297	△ 119	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	18,460	17,568	892	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分 母 ⑮＝⑩－⑪	8,997	8,873	124	
標準財政規模 ⑯	10,206	10,012	194	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	1,209	1,139	70	
将来負担比率 (%) ①／⑮	164.6	179.3	△ 14.7	

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額:

[法適用企業] 資金の不足額＝(流動負債－流動資産)

[法非適用企業] 資金の不足額＝(歳入歳出差引額－翌年度に繰り越すべき財源)

・事業の規模

[法適用企業] 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

[法非適用企業] 事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※法適用企業: 地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業(上水道事業、病院事業、工業用水道事業、造成土地整理事業、土地造成整備事業)

※法非適用企業: 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業(工業団地整備事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業)

◎早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化計画を策定し、自主的な財政健全化に取り組むことが求められます。また、計画の実施状況によっては総務大臣から勧告を受けることになるなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

◎財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、国の関与による確実な財政の再生を図るために財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

なお、「財政再生団体」は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起すことができません。